

令和3年4月26日

保護者の皆さまへ

世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝

緊急事態宣言の発令に伴う区立幼稚園・認定こども園及び小中学校等の対応について

国による四都府県を対象にした緊急事態宣言の発令を踏まえ、区立幼稚園・認定こども園及び小中学校等の対応について、下記のとおりとさせていただきます。

保護者の皆さまには、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 適用期間

本件対応の適用期間（令和3年4月25日（日）から5月11日（火）まで）

### 2 小中学校等における対応

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、次のように対応いたします。なお、今後、区内の感染状況や、施設等での発生状況により、対応の見直しや必要な対策を図ってまいります。

区立幼稚園・認定こども園 及び小中学校	授業や行事等について、感染状況を踏まえ、必要に応じて規模の縮小や実施方法の見直し、延期や中止等の対応を講じながら、学校運営を継続 感染症等への不安により登校を控える児童生徒には、オンラインによる授業参加やICTを活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童生徒の実態等に応じた支援を実施
新BOP	学童クラブは保護者に利用の自粛を求め運営 BOPは休止を継続
学校施設開放	休止

感染症予防のために、登園・登校を自粛される場合は、「欠席」扱いとはいたしませんので、各園・各校に事前にご連絡ください。

また、家庭内で体調不良者及び新型コロナウイルス感染症のPCR検査結果判明前の濃厚接触者がいる場合は、本人の体調にかかわらず、登園・登校をできるかぎり控えるようにしてください。

### 3 人権に関わる配慮について

保護者の皆さまにつきましては、次のことにご留意いただきますようお願いいたします。

- ・新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、濃厚接触者、医療従事者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく不当な差別やいじめ、SNSでの誹謗中傷等は許されることではありません。

- ・見えないウイルスへの不安から、特定の対象を嫌悪の対象としてしまうことで、不当な差別や偏見が起こってしまいます。
- ・不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、正確な情報に基づき冷静な行動をとってください。

#### 4 その他

- (1) 行事等の詳細につきましては、各園・校からのお知らせやホームページをご覧ください。
- (2) 今後変更がありましたら、ホームページ、緊急メール等でご案内いたします。
- (3) お子さんの様子に不安や気にかかることがありましたら、スクール・カウンセラー等にご相談ください。

#### 【お問い合わせ先】

区立幼稚園・認定こども園に関すること

担当 乳幼児教育・保育支援課

03-5432-2714

区立小中学校に関すること

担当 教育指導課

03-5432-2703

新BOP（学童クラブ）に関すること

担当 子ども・若者部児童課

03-5432-2308

生涯学習部生涯学習・地域学校連携課

03-5432-2739